

規制改革会議運営規則の一部改正について（案）

1 経緯

○第1回規制改革会議（平成25年1月24日）にて運営規則を議長決定

2 議長は、会議終了後速やかに議事概要を作成し、公表するものとする。

3 議長は、当該会議の議事録を作成し、一定の期間を経過した後にこれを公表する。

○第2回規制改革会議（平成25年2月15日）において、会議の公開性を確保すべく発言者名を記載した詳細な議事概要を遅滞なく公表する旨を決定。

○上記決定を踏まえ、これまで会議後10営業日後を目途に議事概要を公表し、1ヶ月後を目途に議事録を公表していた。

2 作成作業

○議事概要

- ・ 会議翌日に速記録を受領。
- ・ その日のうちに、議事概要の体裁を整え、誤字脱字等を修正の上、委員に確認依頼。
- ・ 依頼後1週間を目途に委員に確認した結果を取り纏めのうえ、HPに掲載。

○議事録

- ・ 議事概要の掲載後、改めて速記録の体裁を整え、委員に確認依頼。
- ・ 依頼後1週間を目途に委員に確認した結果を取り纏めのうえ、HPに掲載。

3 問題点

○ほぼ同じ内容の議事概要と速記録を委員が確認しており、二度手間になっている。

○議事録は速記録の体裁を整えたものであるのに比べ、議事概要は速記録から発言を簡潔に纏める作業があり、作成に時間と手間が掛かる。

4 対処案（運営規則の一部改正）

○議事録を現在の議事概要の作成スケジュールにて作成し、10営業日後を目途にHPにて公表し、議事概要は作成しないこととする。

以上

規制改革会議運営規則 新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改正案	現行
<p>規制改革会議令（平成 25 年政令第 7 号）第 7 条の規定に基づき、規制改革会議運営規則を次のように定める。</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 1 月 24 日制定 平成 25 年 7 月 26 日改正 規制改革会議議長</p>	<p>規制改革会議令（平成 25 年政令第 7 号）第 7 条の規定に基づき、規制改革会議運営規則を次のように定める。</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 1 月 24 日 規制改革会議議長</p>
<p>第 1 条（略）</p>	<p>第 1 条（略）</p>
<p>（公表等）</p>	<p>（公表等）</p>
<p>第 2 条 会議終了後、議長又は議長の指名する者が、必要に応じて記者会見を行い、議事内容を説明することとする。</p>	<p>第 2 条 会議終了後、議長又は議長の指名する者が、必要に応じて記者会見を行い、議事内容を説明することとする。</p>
<p>2 議長は、会議終了後速やかに<u>議事録</u>を作成し、公表するものとする。</p> <p><u>（削る）</u></p>	<p>2 議長は、会議終了後速やかに<u>議事概要</u>を作成し、公表するものとする。</p> <p><u>3 議長は、当該会議の議事録を作成し、一定の期間を経過した後にこれを公表する。</u></p>
<p><u>3</u> 議長は、会議終了後速やかに会議の資料を公表する。</p>	<p><u>4</u> 議長は、会議終了後速やかに会議の資料を公表する。</p>
<p><u>4</u> 議長は、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、議事録を会議の決定を経て非公表とし、又は会議の資料を非公表とすることができる。</p>	<p><u>5</u> 議長は、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、議事録を会議の決定を経て非公表とし、又は会議の資料を非公表とすることができる。</p>
<p>一 率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる場合</p>	<p>一 率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる場合</p>
<p>二 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる場合</p>	<p>二 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる場合</p>
<p>三 その他中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると認められる場合</p>	<p>三 その他中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると認められる場合</p>
<p><u>5</u> 第 1 項から第 3 項までに規定する記者会見の内容、議事録及び資料については、コンピュータネットワークにより広く国民が入手可能とするよう配慮するものとする。</p>	<p><u>6</u> 第 1 項から第 4 項までに規定する記者会見の内容、<u>議事概要</u>、議事録及び資料については、コンピュータネットワークにより広く国民が入手可能とするよう配慮するものとする。</p>
<p>第 3 条～第 5 条（略）</p>	<p>第 3 条～第 5 条（略）</p>
<p>附 則 この規則は、平成 25 年 1 月 24 日から施行する。</p>	<p>附 則 この規則は、平成 25 年 1 月 24 日から施行する。</p>
<p><u>附 則</u> この規則は、平成 25 年 7 月 26 日から施行する。</p>	